

3次元データ納品工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、3次元データの流通・活用推進の取組の一環として、完成形状の3次元計測を実施し、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いてデータ登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 3次元データ納品工事は、すべての一般土木工事を対象とする。ただし、ICT活用工事として実施する工事、小規模修繕工事等は対象外とする。
※ICT活用工事として発注された工事において、ICT施工が困難かつ受注者から希望があった場合は、3次元データ納品工事として事後設定できるものとする。

(実施手続)

第3条 対象工事は、特記仕様書を添付し発注手続きをする。受注者が、3次元データ納品の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容を承諾することで、3次元データ納品を実施する。

(利用システム)

第4条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。
URL： <https://mycityconstruction.jp/>

(3次元データ納品の具体的内容)

第5条 3次元データ納品は、以下の作業を実施する。

(1) 完成形状の3次元計測

静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の3次元計測を行い、完成形状の3次元計測報告書を提出する。

なお、3次元計測は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。

(2) 3次元データの納品

完成形状の計測点群データ（LAS形式）をオンライン電子納品システムへの登録により納品する。工事完成図書には、オンライン電子納品システムから発行される電子成果登録証明書を添付する。

(積算の取扱い)

第6条 完成形状の3次元計測、3次元データの納品（オンライン電子納品システムの登録に要する費用を含む）に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(電子成果の取扱い)

第7条 3次元データの電子成果は、オンライン電子納品システムを電磁的記録の媒体とする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月

3次元データ納品工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者が希望する場合に、受発注者協議（別紙1）により、工事完成図書の一部として、3次元データの納品を実施することができる。

（定義）

第1条 3次元データ納品工事とは、完成形状の3次元計測を実施し、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いてデータ登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）工事である。

（利用システム）

第2条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

URL： <https://mycityconstruction.jp/>

（3次元データ納品の具体的内容）

第3条 3次元データ納品は、以下の作業を実施する。

（1）完成形状の3次元計測

静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の3次元計測を行い、完成形状の3次元計測報告書を提出する。

なお、3次元計測は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。

（2）3次元データの納品

完成形状の3次元計測データ（LAS形式）をオンライン電子納品システムへの登録により納品する。工事完成図書には、オンライン電子納品システムから発行される電子成果登録証明書を添付する。

（実施手順）

第4条 3次元データ納品は、以下の手順により実施する。

（1）成果品登録

受注者は、オンライン電子納品システムに工事データ登録を行い、成果品として、完成形状の3次元計測データを登録する。過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合は、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行った上で、作業を行う。

（2）登録内容確認

発注者は、登録されたデータを確認し、承認作業を行う。登録されたデータに不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は修正し、再度登録を行う。

（3）登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品システムの電子成果登録証明書を発注者に提出

する。

(データの取扱い)

第5条 完成形状の3次元計測データは、原則として公開に設定するものとする。

(積算の取扱い)

第6条 完成形状の3次元計測、3次元データの納品（オンライン電子納品システムの登録に要する費用を含む）に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(ICT活用工事の特例)

第7条 ICT活用工事を実施する場合、本特記仕様書に定める内容は、適用の対象外とする。

(工事成績)

第8条 3次元データ納品を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

決 裁 欄	契 約 担 当 者							監 督 員	
								総 括	
									主 任
								担 当	

工 事 番 号		指示・承諾 協議 ・提出 報告書
---------	--	--

建設工事名	令和〇〇年度[第〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇号]一級河川 〇〇〇川 〇〇〇〇工事 (〇〇工)	請負代金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
-------	--	-------	----------------

建設工事箇所	〇〇 市 〇〇 町 〇〇 丁目	着手 年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
		完成	令和 〇 年 〇 月 〇 日

下記のように 指示・承諾 協議 提出・報告する。 願いたい。 令和 〇 年 〇 月 〇 日	契約担当者 監督員 請 負 者 現場代理人	〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇
---	---	-------------------

3次元データ納品工事試行要領に基づく、3次元データ納品の実施について協議する。

- 1 実施内容
 - ・完成形状の3次元計測
 - ・3次元データの納品
- 2 3次元計測の機器構成
モバイル端末を用いた計測を予定 ※実施後に完成形状の報告書にて報告する
- 3 3次元計測の精度確認
実施後に完成形状の3次元計測報告書にて報告する

上記について、承諾する。 受理する。 令和 〇 年 〇 月 〇 日	契約担当者 監 督 員 請 負 者 現場代理人	静岡県〇〇土木事務所 〇〇 〇〇
--	---	---------------------

注 1 不要な文字は=で消すこと。 2 起案用は、監督員、請負者用の3部複写とする。
 3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。